



障がいのある子の就学に関するよくあるご質問

<学校見学に関して>

・学校見学には行ってもよいですか？いつ頃、行くのがよいですか？

⇒学校に直接連絡して、見学の希望を伝えてください。学校生活のイメージをもたせるために、兄弟の参観日や運動会に連れて行くという方もいます。先生に子どもの様子を詳しく伝えたいという場合には、その旨を伝えて、日時等の相談をしてください。

・どの先生に相談したらよいですか。

⇒各学校に特別支援教育コーディネーター*1という先生がいらっしゃいます。ただし、校長先生、教頭先生、教務主任の先生など学校によって対応してくれる先生は様々です。最初に連絡する時は、特別支援教育コーディネーターや教頭先生に問い合わせるみてはいかがでしょうか。

*1 特別支援教育コーディネーターとは・・・

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口等の役割を担う先生。

各校に1～2名程度おられます。



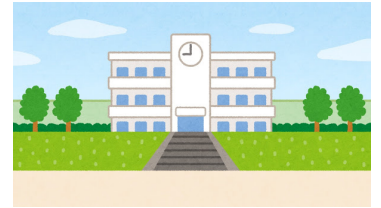
・何度も見学してもよいのですか？

⇒複数回、見学に行かれる方もいます。学校の都合を聞きながら何度か行かれてもよいと思います。

<就学時健康診断に関して>

- ・就学時健診の案内はいつ頃届きますか？健診はどこで受けるのですか？

⇒9月上旬に教育委員会保健体育課から案内が届きます。健康診断は、住民票のある学区の小学校で受診します。



- ・就学時健診はどのような形で進められますか？

⇒学校によって異なると思いますが、小グループに分かれて健診を進めていくところが多いようです。

- ・集団の中で健康診断を受けることは難しいのですが。

⇒学校の先生と相談してみてください。順番やグループを配慮してくれる場合もあります。

- ・不安が強く母から離れられない可能性があるのですが。

⇒学校の先生と相談してみてください。保護者がお子さんに付き添われる場合もあるようです。

<個別面談>

- ・個別面談のときまでに保護者の希望は絶対に固めないといけないですか？

⇒「まだ迷っている。」「家族の中で意見が異なっている。」「検査結果を見て考える。」など、正直な気持ちを伝えるとよいと思います。

- ・どのような資料を用意したらよいでしょうか？

⇒医療機関・児童相談所にかかっていたら発達検査の結果や医師の診断書、療育手帳*2（持っていれば）の写しの提出を求められると思います。幼稚園、保育園からは、学校を通じて教育委員会に情報提供があります。

*2 療育手帳とは・・・

知的障がいがあることを証明する手帳です。

「療育」を利用するために必要な福祉サービス受給者証とは異なるものです。



<教育委員会の判断に関して>

・最終的にはいつ頃結果が出ますか？

⇒12月中旬～下旬に教育委員会から各学校に届きます。その後、学校を通して保護者に連絡があります。

・教育委員会の判断（特別支援学校や特別支援学級）どおりに就学しなければならないのですか？

⇒教育委員会の判断をもとに、学校とよく相談して、入学や入級を決定されるとよいと思います。必ず特別支援学校への入学や特別支援学級への入級をしなければならないということはありません。また、入学時に決めた学びの場に6年間ずっと在籍しなくてはならないということではありません。毎年、担任の先生などと相談しながら学びの場を見直していくことが大切です。

・いつまでに決めないといけないですか？

⇒1月中には最終的な判断を求められると思います。

<学校への伝え方に関して>

・担任の先生には子どもの障がいのことを話した方がよいのでしょうか？

⇒日々子どもに接するのは担任の先生です。子どもの特徴や配慮してほしいことは担任の先生にきちんとお伝えすることをお勧めします。また、サポートブック（子どもの特性や配慮点などをまとめたノート）を作って渡しておくにより丁寧です（かがやき手帳*3も是非活用してください）。特に発作など、緊急な対応が必要な場合は、必ず伝えておきましょう。

*3 かがやき手帳とは・・・

倉敷市及び倉敷市教育委員会が推奨する情報伝達ツールです。

お子さまのこれまでの育ちや学びの記録を綴るファイルで、保護者が情報を管理してその時の担任や支援者へ情報を伝えたり、将来の各種申請等の資料にしたりと活用方法は様々です。

ゆめぱるや市役所障がい福祉課、各支所福祉課で倉敷市民に無料配布しています。



・先生にはどのタイミングで伝えたらよいですか？

⇒就学前にお伝えすることも大事ですが、詳細なことは就学後に担任が決まってからお伝えするのがよいと思います。就学後、懇談などが先生に話しやすいタイミングです。ただし、時間が限られるので、別に時間を取っていただくのも方法です。年度初めに、伝えておかないといけないことは、早めに時間を設けていただいて、伝えておくとうよいと思います。



<通級による指導（通級指導教室）に関して>

・通級指導教室は、どの学校にもありますか？

⇒言語障がい・情緒障がいの通級指導教室が倉敷東小、大高小、茶屋町小、第五福田小、味野小、玉島小、箭田小にあり、聴覚障がいの通級指導教室が老松小にあります。学校区によって通う学校が決まっています。

・通級指導教室は希望すれば行くことができますのですか？

⇒教育委員会の判断が必要になります。手続きの時期は期限がありますので、まずは学校（園）を通して相談してみてください。

・通級指導教室では、具体的にどういった内容の指導をしているのですか？

⇒事前にお子さんの様子を伺って通級指導教室での指導目標を設定し、個々の障がいの状態に合わせた指導をしています。

・特別支援学級に在籍していても通級へ通うことができますか？

⇒特別支援学級及び特別支援学校に在籍している児童生徒は、通級指導教室の利用はできません。

・いつ・どのくらいの頻度で通級指導教室に通うのですか。

⇒授業を抜けて通級による指導を受けます。だいたい週1回の利用が多いようです。

・6年間ずっと通うのですか？

⇒次年度の通級による指導を継続するか、終了するかについては、毎年検討しています。

- ・通級による指導で抜けた授業は、後でフォローをしてくれますか？

⇒通級による指導は、別の場所で授業を受けていることになります。抜けた授業内容については、授業内容を控えたノートやプリントの配布等、学校によって様々な対応をしてくださっています。



<通常学級に関して>

- ・小1 グッドスタート（支援員）はどういう条件で配置されるのですか？

⇒小学校1年生の30人以上の学級が1学級でもある学校の1学年全学級に、小1 グッドスタート（支援員）が配置されます。

- ・支援員の配置をお願いすることはできるのでしょうか？

⇒支援員は先生以外に児童の学校生活をサポートしてくれる補助の職員です。支援員の配置は、学校の状態によって教育委員会が配置しますので、個々の事情が必ずしも反映されるものではありません。



<特別支援学級に関して>

- ・特別支援学級はどの学校にもありますか？

⇒現状では倉敷市内の多くの学校に特別支援学級（知的障がい及び自閉症・情緒障がい）が設置されています。詳しくは各学校に尋ねてみてください。

- ・クラスに何人くらいの児童がいますか？

⇒最大で8名です。学年が違っても同じクラスになることがあります。

- ・交流学习*4はどのくらいの頻度で行きますか？

⇒個々の状態によって様々です。（例：大きい音は苦手なので音楽は特別支援学級で、算数は得意で大きい集団での学習も問題ないので交流学級で、など）

*4 交流学习とは・・・

特別支援学級へ在籍し、可能な範囲で通常学級で活動する時間のことです。正式には、交流及び共同学習と言います。

- ・特別支援学級から交流学习の教室や体育館に一人では行けないと思うのですが。

⇒通常学級の児童（友達）が迎えに来てくれるなど、学校でそれぞれ配慮してくれることがあります。

- ・特別支援学級に在籍してしまうと通常学級には移れないのですか。

⇒本人の成長とともに大きな集団での生活が可能と校内で判断されれば、通常学級に移ることもあります。

- ・特別支援学級に在籍することで、進学や就職に不利になりませんか？

⇒不利になることはありません。

- ・特別支援学級では学力はあきらめないといけないですか？

⇒特別支援学級では、個々の障がいの状態や習熟度に応じて必要な学習をしています。習熟度によっては、下学年の学習をする場合もあるようです。

<特別支援学校に関して>

- ・特別支援学校への就学を希望しています。その場合、療育手帳や身体障がい者手帳が必要でしょうか？

⇒知的障がいや身体障がい等の子どもが対象ですので、各障がい者手帳はその判断材料の一つになります。しかし、一人一人が適切な教育が受けられるよう判断しますので、療育手帳、身体障がい者手帳を持っている子どもすべてが特別支援学校の対象となるということではありません。

- ・学校まで毎日送り迎えするのでしょうか？

⇒倉敷市立倉敷支援学校（知的）、県立早島支援学校（肢体、病弱、訪問）、県立倉敷まきび支援学校（知的、肢体）はバスによる送迎をしています。決められたバス停まで保護者による送り迎えが必要です。



<学童保育（放課後児童クラブ）に関して>

- ・放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という）でも障がいのある子を受入れてくれるのでしょうか？

⇒診断を受けている（障がいのある）お子さんを受入れている児童クラブもあります。受入れが可能かどうかは各児童クラブでの判断となりますが、事前に見学や相談を希望される場合は、直接各小学校区の児童クラブへお問い合わせください。（連絡は平日の午後2時以降がつながりやすいです。）

- ・児童クラブの詳細について知りたいのですが、どこに問い合わせをすればよいですか？

⇒直接、各小学校区の児童クラブへお問い合わせください。開所時間や利用料金も各児童クラブによって異なります。事前に把握しておくとう安心ですね。

※倉敷市ホームページ「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」のページに一覧表があります。

サイト内検索から「児童クラブ」で検索してください。。

- ・児童クラブへの申込みはどうしたらよいのでしょうか？

⇒就学時健診の時に入所案内や募集要項を配布している児童クラブが多いようです。入所申込書の提出期限は、各児童クラブによって異なります。

申込みに関する詳細な日程が知りたい場合は、各児童クラブへお問い合わせください。



親子共に初めて経験する就学の手続き。

知らないこと、聞いたことのないことがあって当然です。

些細なことでも構いません。心配なことがあればご連絡ください。

倉敷市総合療育相談センター ゆめぱる作成

〒710-0834 倉敷市笹沖 180 番地

Tel 086-434-9882 Fax 086-434-9883

Email: ksrsc@city.kurashiki.okayama.jp

HP

ゆめぱる

検索



【作成協力】

倉敷市子育て支援課

倉敷市教育委員会

指導課特別支援教育推進室